

住宅用太陽光発電システム設置補助金

■補助金交付対象者 自ら居住する町内の住宅（住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅含む。ただし、集合住宅は除く）に太陽光発電システム※1を設置したかたや設置しようとするかた、または町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から太陽光発電システム付住宅を購入したかたや購入しようとするかたで、以下の要件を満たしていること

- 1 住民基本台帳に記載されていること
- 2 町税の滞納がないこと

※1 発電した電気を住宅部分で消費し、かつ余剰電力を電力会社へ売電するもの

■補助金額 1キロワット当り2万5千円（4キロワット10万円が上限）

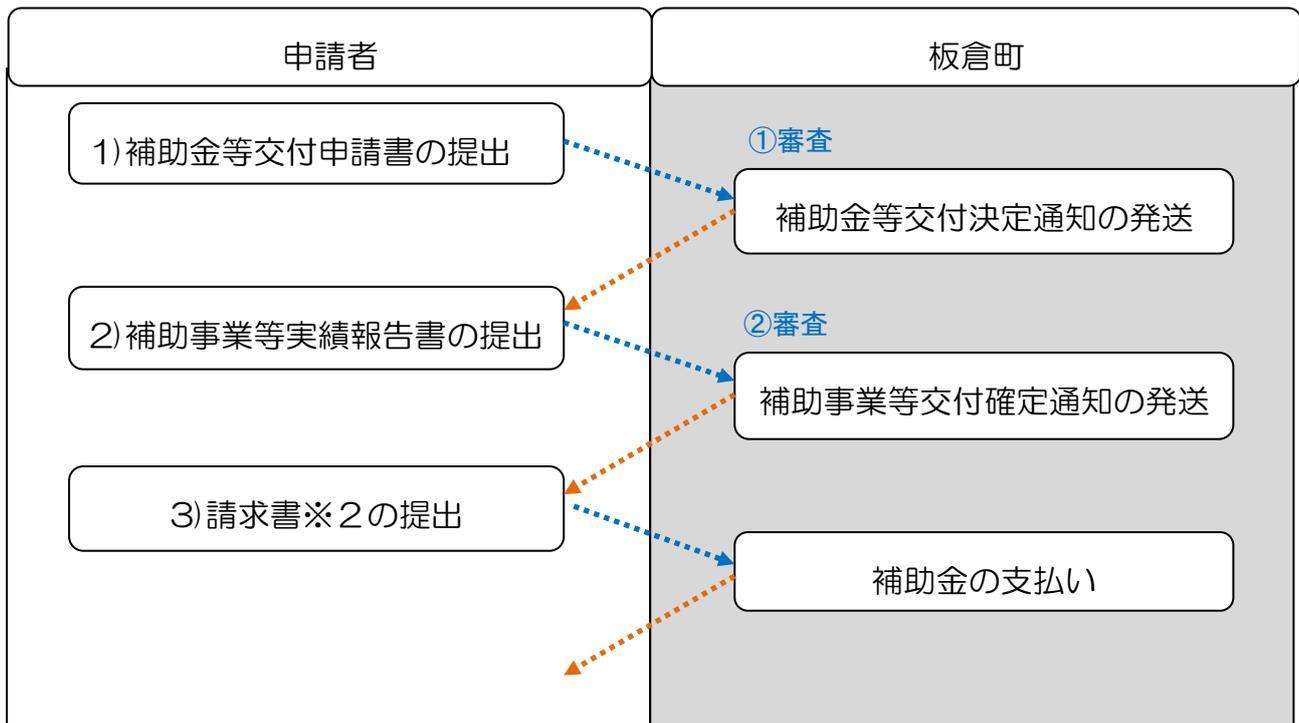
■申請方法 申請用紙を板倉町役場住民環境課環境下水道係（※以下、役場と省略）で受け取るか、町のホームページよりダウンロードし、必要箇所を記入のうえ必要書類を添えて直接役場へ、持参または郵送してください

- 注意事項
- ①1 申請者につき1回限りとし、かつ、1発電システムにつき1回限り。
 - ②申請時期は、工事の事前及び事後いずれも可とします（ただし、いずれの場合も 住民基本台帳に記載されていることが条件。※町内へ転入されるかたは、住民登録後に申請）。
 - ③補助金等実績報告書と併せて「請求書※2」を提出することも可能ですが、書類の返却はできませんので、予めご了承願います。

■受付場所・問合せ 板倉町役場 住民環境課 環境下水道係
〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1
電話：0276-82-1111（ダイヤルイン 82-6132）



《手続きフロー図》※事前申請の場合



※工事後の申請の場合には、一括して書類の提出も可能です。